

大和市告示第 88 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、直接搬入ごみ受入施設（大和市環境管理センター内）等運営に係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 30 年 4 月 5 日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 大和市リサイクル事業協同組合
代表理事 神谷 明彦
- 2 受託者の所在地 大和市柳橋五丁目 13 番地 9
- 3 委託期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで